

林野庁資料(林政審議会配付資料)

参 考 資 料

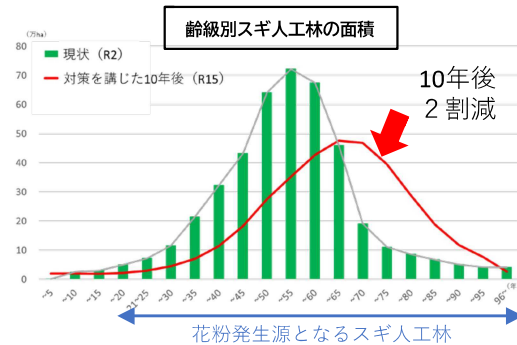
1. 発生源対策

10年後に花粉発生源のスギ人工林を約2割減少させることを目指す。これにより、花粉が多いシーズンでも、平年並みの水準まで減少させる効果が期待。将来的（約30年後）には花粉発生量の半減を目指す。

(1) スギ人工林の伐採・植替え等の加速化

本年度中に「スギ人工林伐採重点区域」を設定

- ・伐採・植替えの一貫作業と路網整備の推進
- ・意欲ある林業経営体への森林の集約化の促進



(3) 花粉の少ない苗木の生産拡大

- ・森林研究・整備機構における原種増産施設の整備支援
- ・都道府県における採種園・採穂園の整備支援
- ・民間事業者によるコンテナ苗増産施設の整備支援
- ・スギの未熟種子から苗木を増産する技術開発支援



コンテナ苗生産施設

(4) 林業の生産性向上及び労働力の確保

- ・意欲ある木材加工業者等に対する高性能林業機械の導入支援
- ・農業・建設業等の他産業、他地域、地域おこし協力隊との連携の推進
- ・外国人材の受入れ拡大

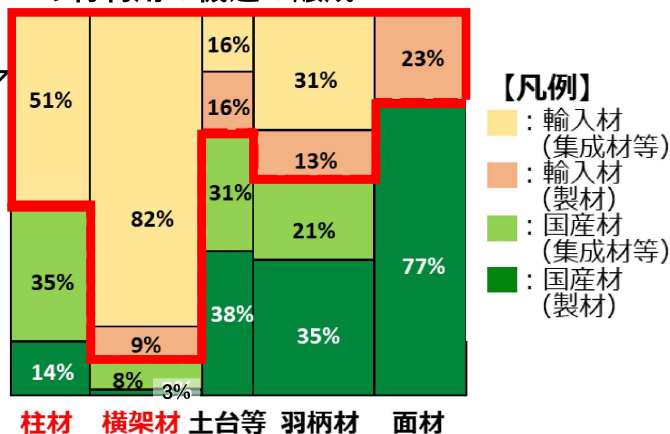


材の枝払い、玉切り等を連続して行う高性能林業機械

(2) スギ材需要の拡大

- ・住宅分野における輸入材からスギ材への転換促進
- ・集成材工場、保管施設等の整備支援
- ・建築物へのスギ材利用の機運の醸成

スギ材への転換を促進



2. 飛散対策

(1) スギ花粉飛散量の予測

- ・スギ雄花花芽調査の民間提供情報の詳細化
- ・航空レーザー計測による森林資源情報の高度化及びデータの公開を推進



飛散防止剤により枯死した雄花

(2) スギ花粉の飛散防止

- ・森林現場でスギ花粉の飛散防止剤の実証試験・環境影響調査を実施

3. 発症・曝露対策

2 スギ花粉米の実用化に向け、官民協働の取組を推進

花粉発生源スギ人工林減少推進計画 (略称:スギ伐採加速化計画)

資料 3 - 3

「発生源対策」に関する各種指標

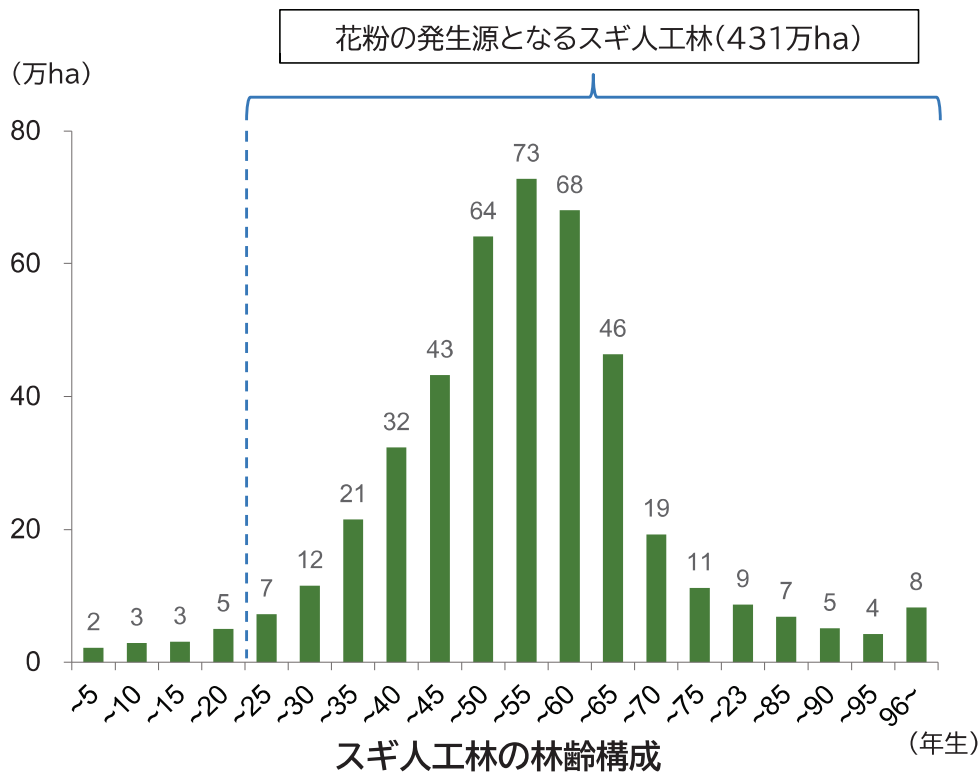


表 1 花粉発生量の見込み

10年後 (令和15年度)	20年後 (令和25年度)	30年後 (令和35年度)
約2割減少	約3割減少	約5割減少

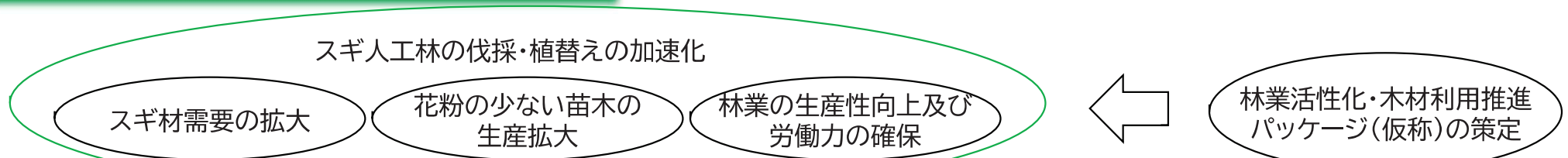
表 2 スギ人工林の伐採面積

令和2年度	期間平均	令和15年度
約5.1万ha/年	約6.1万ha/年	約7.1万ha/年

表 3 花粉の発生源となるスギ人工林の減少ペース

令和2年度	令和15年度
約3.2万ha/年	約6.2万ha/年

「発生源対策」に関する具体的な取組



1. 宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)の概要

背景・必要性

盛土をめぐる当時の状況

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
→ **甚大な人的・物的被害**(令和3年7月)
- 盛土の総点検において、**全国で約3.6万箇所を目視等により点検**(令和4年3月)

それまでの制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制
→各法律の目的の限界等から、**盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在**
(一部の地方公共団体では**条例**を制定して対応)



死者28名、住宅被害98棟

R3.7 静岡県熱海市

廃棄された土石の崩落
死者1名、重傷者1名、住宅被害1棟

H21.7 広島県東広島市

廃棄された土石の崩落
軽傷者1名、県道通行止め

R3.6 千葉県多古町

危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり

法律の概要

- 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「**宅地造成等規制法**」を法律名・目的も含めて**抜本的に改正**し、土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず、**危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制**

※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称「**盛土規制法**」 ※ 国土交通省・農林水産省による**共管法**とし、両省が緊密に連携して対応。

1. スキマのない規制

- 規制区域** ◆ 都道府県知事等が、**盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定**
⇒市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定
・市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア(斜面地等)も指定
- 規制対象** ◆ 規制区域内で行われる盛土等を **都道府県知事等の許可の対象**に
※ 宅地造成等の際の盛土だけでなく、単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制

2. 盛土等の安全性の確保

- 許可基準** ◆ 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、**災害防止のために必要な許可基準を設定**
- 中間検査完了検査** ◆ 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、**①施工状況の定期報告、②施工中の中間検査及び③工事完了時の完了検査を実施**

3. 責任の所在の明確化

- 管理責任** ◆ 盛土等が行われた土地について、**土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化**
- 監督処分** ◆ 災害防止のため必要なときは、**土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令**

4. 実効性のある罰則の措置

- 罰則** ◆ 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化**
※ 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下

スケジュール

令和3年 12月 「盛土による災害の防止に関する検討会」による提言

令和4年 3月29日 盛土規制法案の提出
5月27日 盛土規制法公布

4月6日～9月末 「盛土等防災対策検討会」開催
地方公共団体に基本方針(案)等を公表

令和5年 5月26日 盛土規制法施行

2. 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の概要

1. 背景

- 違法伐採及び違法伐採に係る木材の流通は、森林の有する多面的機能に影響を及ぼすおそれがあるとともに、木材市場における公正な取引を害するおそれ。
- 現行制度は、①事業者**に合法伐採木材等の利用の努力義務**を課すとともに、②**合法性の確認等を確実に**行う木材関連事業者を**第三者機関が登録**すること等により、合法伐採木材等の流通及び利用を促進。
- しかしながら、登録木材関連事業者により合法性が確認された木材量は、我が国の木材総需要量の約4割等の状況。
- G7関連会合やAPEC林業担当大臣会合等で違法伐採の根絶に向けた取組が課題として取り上げられるなど、**更なる取組の強化**が必要。

2. 法律の概要

(1)川上・水際の木材関連事業者による合法性の確認等の義務付け

- 国内市場における木材流通の最初の段階での対応が重要であることから、**川上・水際の木材関連事業者**に対し、素材生産販売事業者又は外国の木材輸出事業者から木材等の譲受け等をする場合に、①**原材料情報の収集、合法性の確認**、②**記録の作成・保存**、③**情報の伝達を義務付け**（第6条～第8条）。

(2)素材生産販売事業者による情報提供の義務付け

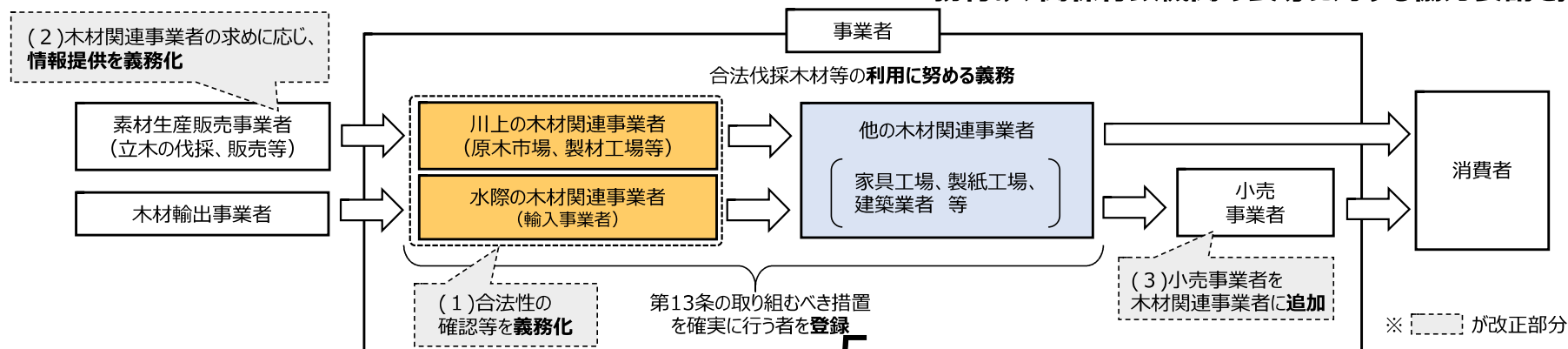
- (1)で義務付けられる合法性の確認等が円滑に行われるよう、**素材生産販売事業者**に対し、当該木材関連事業者からの求めに応じ、**伐採届等の情報提供を行うことを義務付け**（第9条）。

(3)小売事業者の木材関連事業者への追加

- 合法性の確認等の情報が消費者まで伝わるよう、**小売事業者を木材関連事業者**に追加し、登録を受けられるよう措置（第2条第4項）。

(4)その他の措置

- (1)及び(2)に関し、主務大臣による**指導・助言、勧告、公表、命令、命令違反の場合の罰則等**を措置（第10条、第11条、第45条等）。
- 木材関連事業者が(1)のほか、合法伐採木材等の利用を確保するために取り組むべき措置として、**違法伐採に係る木材等を利用しないようにするための措置等**を明確化（第13条）。
- 一定規模以上の川上・水際の木材関連事業者に対する**定期報告の義務付け**、関係行政機関の長等に対する**協力要請**を措置（第12条、第41条）。



3. 施行期日

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日

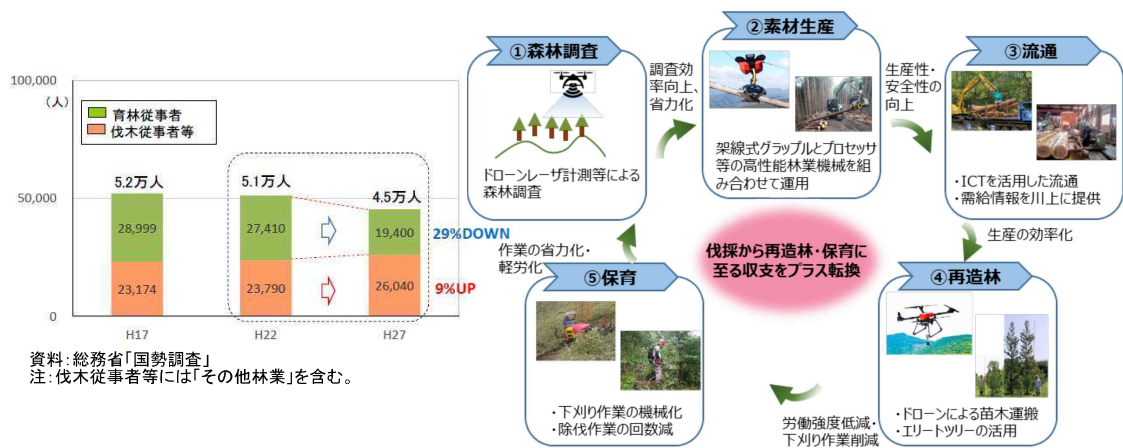
4. 林業労働力の確保の促進に関する基本方針(変更)の主な内容

○ 再造林の推進、「新しい林業」の実現に向けた人材の確保・育成

森林を将来にわたり適切に整備・保全していくため、特に再造林・保育を担う労働者の確保に向けた取組を強化、「新しい林業」の実現に必要な造林やICT等の知識や技術、技能を持つ人材の確保・育成

■ 作業種別林業従事者数の推移

■ 「新しい林業」イメージ

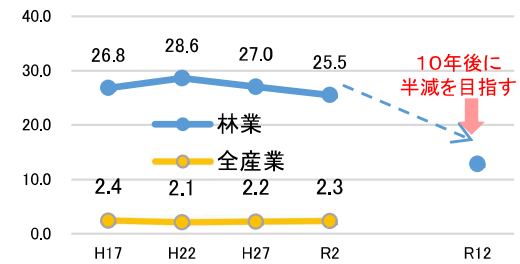


再造林を担う従事者等の確保
「新しい林業」の実現に向けた人材の育成

○ 林業労働安全対策の強化

極めて高い労働災害の発生状況の改善に向けた、伐木作業や小規模経営体の安全対策強化、高性能林業機械等の導入・開発促進

■ 森林・林業基本計画における死傷年千人率の目標



全産業の10倍を超える災害発生状況の改善

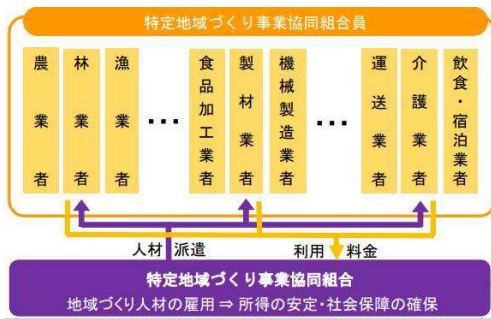
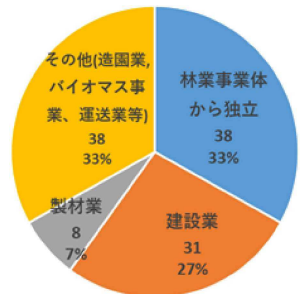
資料: 厚生労働省「業務別死傷年千人率」
注: 死傷年千人率とは、労働者1000人あたり1年間に発生する労働災害による死傷者数(休業4日以上)を示したものの

○ 地域課題に応じた新規参入等多様な担い手の確保

地域の実態に応じた林業への新規参入や起業、自伐型林業、特定地域づくり事業協同組合、地域間の労働力のマッチング等の林業労働の裾野拡大にもつなげる取組を推進

■ 多様な新規参入の形態 (参入前の職種)

■ 特定地域づくり事業協同組合による林業への就業

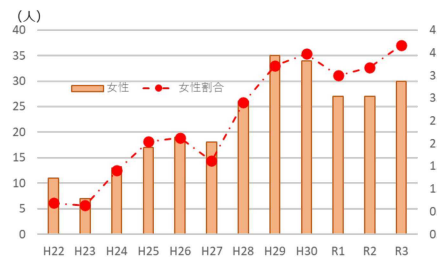


新規参入等多様な担い手の確保

○ 女性の活躍・定着、外国人材の受入れ

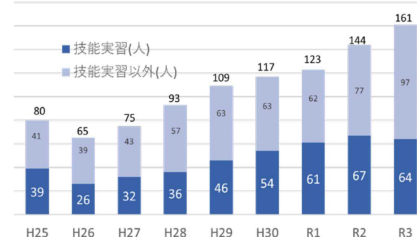
女性の活躍・定着に向けた交流機会の創出、職場環境改善の促進、外国人材の受入れに向けた技能実習2号追加、特定技能制度への林業分野の追加の検討

■ 「緑の雇用」事業における女性新規就業者の推移



女性の活躍・定着の促進

■ 外国人労働者数の推移



外国人材の受入れ

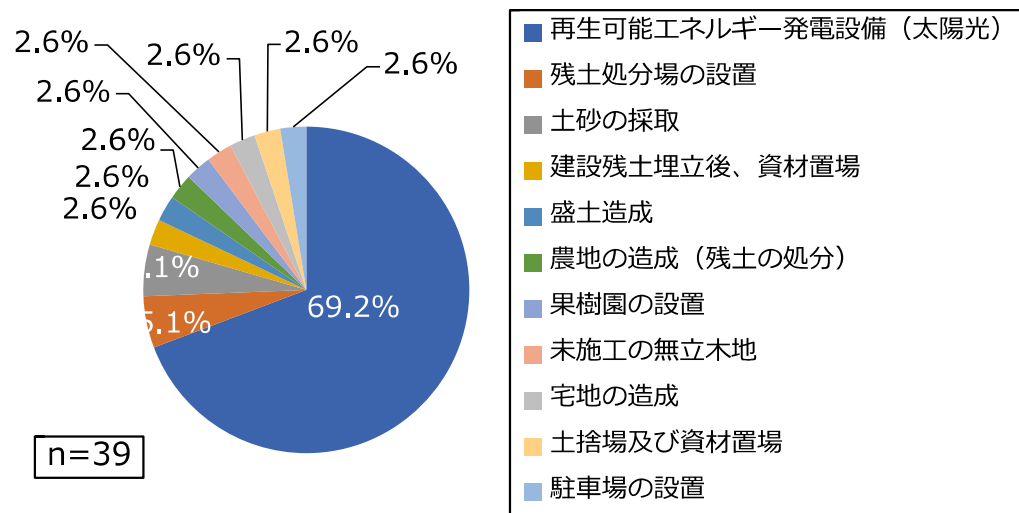
資料: 林野庁業務資料
注: 「緑の雇用」事業におけるFW研修1年目の修了者数を基に作成

資料: 厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」(各年10月末日現在)
注: 日本標準産業分類「中分類林業」に分類される事業所に雇用される労働者数

5. 小規模林地開発への対応(林地開発許可制度の見直し)

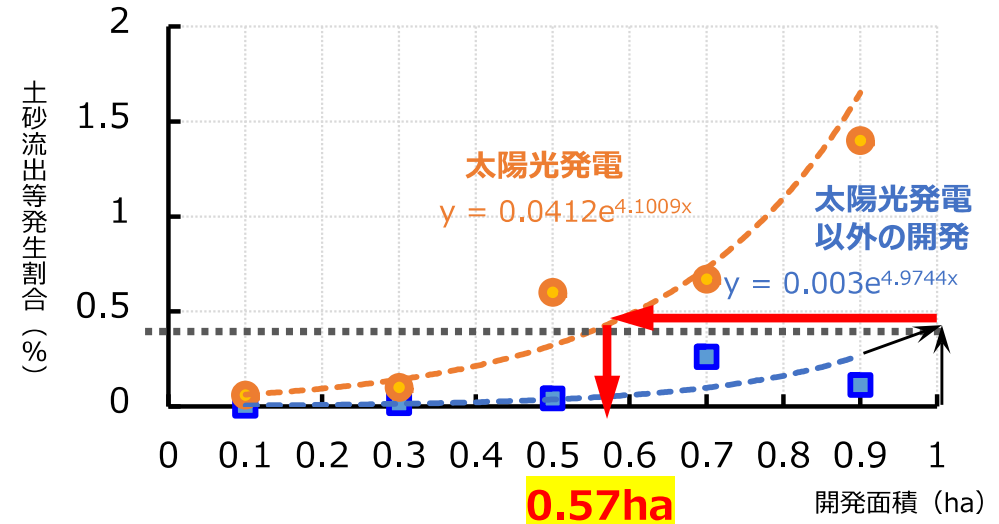
- 1ha以下の小規模林地開発について、事業地周辺に濁水等の被害が確認された事例を都道府県アンケートにより把握。約7割が太陽光発電施設の設置を目的とする開発。
- 太陽光発電施設の設置を目的とした開発は、他の開発と比べ面積の増加に伴い土砂流出の発生割合の増加率が高く、他の開発の1haにおける土砂流出等発生割合と同水準となる面積は0.57haと試算。

■ 土砂流出等の被害が確認された事例の目的



(出典：林野庁「令和2年度 流域山地災害対策調査（小規模林地開発行為に係る実態把握）委託事業報告書」（令和3年3月）をもとに作成)

■ 小規模林地開発地における開発面積と土砂流出等発生割合の関係



(出典：林野庁業務資料)

見直し内容

- 太陽光発電設備の設置を目的とした土地の形質変更を行う場合、0.5haを超えるものについて許可の対象として追加。

6. 高度な森林資源情報の整備・活用等について

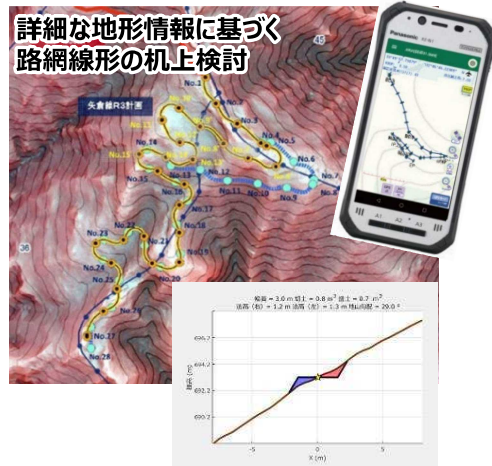
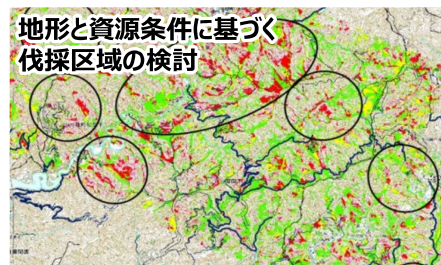
- 森林施業の面的な実施を推進していくにあたっては、**現地調査を省力化**するなど林業現場の生産性を向上させるとともに、適切な伐採区域の設定や林道等の路網整備の効率化を進めるなど業務の高度化を進めていくことが必要
- そのため、高精度な森林資源情報や地形情報を把握するための**航空レーザ計測等について**、全国的に実施されるよう引き続き**取組を継続していく**とともに、近時の政府全体のオープンデータ化の取組に同調し、これまでに蓄積された**森林資源情報等について公開する取組を促進**し、森林施業の面的な実施に必要な人材や技術の呼び込みにつなげていく考え。

■ 民有林における航空レーザ計測の実施状況 単位：万ha

	R2末	R3実施	R3末	5か年平均	R8末
計測	685 (40%)	→ +172	857 (50%)	→ +106	1,385 (80%)
解析	485 (28%)	→ +214	699 (40%)	→ +137	1,385 (80%)

出典) 林野庁業務資料(都道府県の報告に基づき集計)
補足) G空間行動プランにおいて、令和8年度末までに民有林の80%においてレーザ計測を実施することとしている。

■ 航空レーザ計測の活用事例



資源量が充実

材種	800m ³ /ha以上	600~800m ³ /ha	400~600m ³ /ha	400m ³ /ha未満
緩傾斜地(0~15°)	A	A	C	D
中傾斜地(15~30°)	A	A	C	D
急傾斜地(30~35°)	B	B	D	D
急峻地(35°以上)	E	E	E	E

傾斜が緩い

➔ **未計測区域を早期に解消し、最新技術を全国的に活用**

■ オープンデータ化に係る政府決定等

地理空間情報活用推進基本計画 (R4.3閣議決定)

- ✓ 地理空間情報分野の人材の**他分野・他業種への飛び込み**を促し、…オープンデータやオープンソースも活用して更なる**技術・事業開発等のイノベーション**を…
- ✓ 官民データの適正かつ効果的な活用の推進を図る観点からも、品質の確保、適正なオープンデータ化の促進などに多様な主体が連携して取り組む

デジタル社会の実現に向けた重点計画 (R4.6閣議決定)

- ✓ 政府が蓄積・収集した準公共分野のデータ…については、オープンデータ・バイ・デザイン※の考えを徹底することにより**民間による積極的な利用を促進**する
- ✓ 官民のオープンデータ化を一層推進し、国民参加型のオープンガバメントや、地域住民等が官民の**オープンデータを活用して地域課題の解決**を図る「シビックテック」等を推進する

※オープンデータを前提として情報システムや業務プロセス全体の企画、整備及び運用を行うこと

